

令和6年度

税務課 事務報告

税 務 係

税務係

税の原則は「公平・中立・簡素」の3原則と言われているところであるが、税行政の円滑な運営及び公平・公正に適切な課税の実現を目指し、適正な収納による自主財源の確保に努めることである。税務事務の執行にあたっては、地方税法・山江村税条例などの関係法令に基づき、適正・公平に賦課・徴収することが重要である。住民から理解と信頼を得るとともに、親切・丁寧でわかりやすい説明を基本に窓口業務や広報「やまえ」、ホームページ、ケーブルTVなどを活用し、村税に対する理解が得られるよう努めた。

滞納者に対しては、納税相談による納税計画の作成・誓約、定期的な臨戸訪問による納税催告、県との共同催告を行うとともに、熊本県及び人吉球磨市町村税務職員併任徴収の業務提携を行い、合同臨戸訪問により高額滞納者に対する納税意識の向上に努めた。

事務的には、職員の資質向上を図るため、著しく変動する経済情勢に即応した情報収集や地方税法を始め各種税法の専門知識の取得を目的として、熊本県県南広域本部主催による管内市町村職員研修（課税・収税部門）など積極的に参加した。その他にも租税教育として、次代を担う児童・生徒に租税の意義や役割を正しく理解させるため、税務課職員が村内小学校に出向き、租税教室の講師を行い、“身近な公共のものは税金でまかなわれている”など、税に関する知識の向上を図った。

住民税等申告については、一昨年より申告会場を「山江村福祉保健センター 健康の駅」へ移したことにより、会場として利用しやすくなったとの声も聞くなど、住民の方々にもスムーズな申告事務を行うことができた。

1. 村民税

【個人】

国は現下の社会・経済情勢等を踏まえ様々な経済政策を打ち出してきた。今年度においては、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が実施された。

課税については各種所得の把握を行うために、各事業主等の協力を得ながら関係機関を通じて所得の調査や各種の資料収集を実施し、正確な数値の把握に努めた。また、農業所得の把握については、農林産物の売上調査を行い、収支計算方式による納税申告を実施した。

確定申告では、事務効率のため電算処理を行い、住民へのe-Taxでの申告の推進、事務の効率化と正確性を実現し、適正な申告事務を行った。

（1）個人住民税税率

税率については、国税である「森林環境税」の賦課徴収が開始となり、均等割と併せて徴収を行った。

令和 6 年度		
	均等割	所得割
村民税	3,000 円 (R5 まで 3,500 円)	6 %
県民税	1,500 円 (R5 まで 2,000 円)	4 %
森林環境税 (国税)	1,000 円 (R5 まで 0 円)	—
計	5,500 円 (R5 まで 5,500 円)	10 %

※平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として村民税・県民税それぞれ 500 円上乘せあり。

(2) 個人村民税の収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	91,475,300 (96,793,560)	91,163,188 (96,157,554)	0 (501,065)	312,112 (134,941)	99.6 (99.3)
滞納繰越分	779,899 (2,192,087)	546,936 (522,152)	28,817 (961,025)	204,146 (708,910)	70.1 (23.8)
合計	92,255,199 (98,985,647)	91,710,124 (96,679,706)	28,817 (1,462,090)	516,258 (843,851)	99.4 (97.6)

※定額減税による減収分として、定額減税減収補填特例交付金の交付あり。

【法人】

法人住民税については、売上増となった法人もあったが、災害復旧に係る公共工事等受注数減による影響で建設業を中心に売上減となり、昨年比で約 200 万円の減収となった（令和 6 年度調定対象 53 事業所）。

(1) 法人住民税税率

○均等割

法人等の資本金等の額の区分	村内従業者数	税 額
1 千万円以下のもの	50 人以下	50,000 円
	50 人超	120,000 円
1 千万円を超え、1 億円以下のもの	50 人以下	130,000 円
	50 人超	150,000 円
1 億円を超え、10 億円以下のもの	50 人以下	160,000 円
	50 人超	400,000 円
10 億円を超え、50 億円以下のもの	50 人以下	410,000 円
	50 人超	1,750,000 円
50 億円を超えるもの	50 人以下	410,000 円
	50 人超	3,000,000 円

○法人税割

資本金等の額	課税標準額	令和元年 10 月以降
1 億円未満の法人	年 500 万円未満	6.0%

(2) 法人住民税収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項 目	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
現年課税分	8,676,700 (10,771,100)	8,676,700 (10,771,100)	0 (0)	100.0 (100.0)
滞納繰越分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	8,676,700 (10,771,100)	8,676,700 (10,771,100)	0 (0)	100.0 (100.0)

2. 固定資産税

固定資産税では、普遍的に所在する土地、家屋、償却資産に対して自治体のサービスに資するために応益的に課税するものであり、固定資産それぞれの評価額に応じて適正に賦課徴収を行った。

今年度の徴収率については、令和 5 年度と比べて 0.6 ポイント減少となる 99.0%となった。

課税台帳の整備については、登記関係の異動処理と土地共有者の調査・システム登録等の整備を行った。また、課税明細書の通知により納税者の理解と納税意識の高揚に努めた。

家屋評価については、建築様式や材質が多様化し、専門的な知識が要求されるため、評価の整合性確保の観点から家屋評価業務委託を行っている。

(1) 家屋評価件数

() 内は前年度

用途区分	新築・増築	件数
共同住宅用建物（木造）	新築	0(1)
専用住宅用建物（木造）	新築	8(16)
専用住宅用建物（木造）	増築	0(2)
附属屋用建物（木造）	新築	0(0)
倉庫（木造）	新築	1(1)
倉庫（鉄骨造）	新築	0(1)
倉庫（軽量鉄骨造）	新築	0(3)
工場（木造）	増築	0(1)
事務所用建物（木造）	新築	1(0)
事務所用建物（鉄骨造）	新築	0(0)
物置（木造）	新築	1(0)
物置（軽量鉄骨造）	新築	0(1)
車庫（木造）	新築	1(1)
納屋（木造）	新築	1(0)
店舗（木造）	新築	1(0)
合 計		14(27)

●固定資産税＝課税標準額×1.4%（税率）

●免税点：土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円

(2) 固定資産税の収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現 年 度 分	100,466,400 (97,988,100)	99,492,009 (97,635,598)	0 (0)	974,391 (352,502)	99.0 (99.6)
滞納繰越分	5,171,621 (5,008,344)	344,770 (174,073)	30,763 (15,152)	4,796,088 (4,819,119)	6.6 (3.4)
計	105,638,021 (102,996,444)	99,836,779 (97,809,671)	30,763 (15,152)	5,770,479 (5,171,621)	94.5 (94.9)

(3) 固定資産評価員

役職名	氏 名	就任年月日
委員	今村 禎志	令和 7 年 1 月 1 日

(4) 地籍の管理

地籍調査について本村の地籍調査事業は、昭和 56 年に着手して既に 42 年を経過し、総面積 121.19k㎡のうち国有林及び土地改良事業区域を除外した 107.09k㎡が調査対象面積であり、平成 19 年度に現地調査が完了した。

調査後の認証手続、法務局の公図、登記簿の書き換えがすべて完了したため、平成 24 年度評価替えに併せて、地籍調査後の新面積により課税している。

また、字図の更新については毎年、分合筆等による変動があった分について修正を行っている。

今年度においては、19 条 5 項地区（ほ場整備）山田丁カンノ平他の一部を、地籍データをもとに確定測量図の作成委託を行った。

3. 軽自動車税

軽自動車税は、登録台数に大きな増減はなかったが、調定額については、軽四輪貨物（新税率）及び軽四輪乗用（新税率）の増加により、前年度より約 23 万円の増となった。また、昨年度に引き続き現年度分については収納率 100%を達成した。

(1) 軽自動車税の収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現 年 度 分	15,020,000 (14,784,300)	15,020,000 (14,784,300)	0 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)
滞納繰越分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	15,020,000 (14,784,300)	15,020,000 (14,784,300)	0 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)

(2) 軽自動車の保有台数【非課税・減免含む】

(単位：台・円)

種 別	登録台数	年税額	種 別	登録台数	年税額
原付第一種 (50cc)	143	2,000	四輪特殊 (自家)	2	4,000
原付第二種 (90cc)	15	2,000	四輪乗用 (自家)	981	7,200 ~ 12,900
原付第二種 (125cc)	32	2,400	農耕作業用	211	2,400
原付ミニカー	3	3,700	小型特殊	11	5,900
軽二輪 (被牽引車)	2	3,600	小型二輪	57	6,000
軽二輪	58	3,600	合計 2,148 台		
四輪貨物 (自家)	633	4,000 ~ 6,000			

4. 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、公共の場での禁煙条例などの社会の変化や、健康意識の高まりが影響し、前年度より約60万円の減収となった。

安定した税収確保のため、“村内購入啓発マッチ”を製作し、村内たばこ取扱店をはじめ、庁舎や山江温泉ほたる等の村民の方が多く訪れる公共施設等に配布を行った。

(1) 市町村たばこ税収納内訳

(単位：円・本) () 内は前年度

会社種別	税 額	販売本数
日本たばこ産業(株)	8,473,383 (8,990,925)	1,293,252 (1,372,242)
T S ネットワーク(株)	12,135,644 (12,240,489)	1,852,205 (1,868,207)
手持品課税分	0 (0)	0 (0)
合 計	20,609,027 (21,231,414)	3,145,457 (3,240,449)

5. 入湯税

入湯税は、平成15年度より山江温泉「ほたる」の宿泊客から大人1人150円を課税徴収している。宿泊料の値上げに伴い、宿泊者の減少により前年度より約15万円の減収となった。

また、目的税である入湯税について、令和2年度から山江温泉ほたるの宿泊棟に用途周知プレートを設置し、宿泊客への浸透を図っている。

(1) 入湯税収納内訳

(単位：円・%・人) () 内は前年度

項 目	調定額	収入済額	利用客
現年課税分	548,700 (695,700)	548,700 (695,700)	3,658 (4,638)

6. 国民健康保険税

平成30年度より国保財政運営の責任主体が県へ移行したことに伴い、県への納付金及び標準税率の提示に基づいて、毎年税率を見直すこととなり、本年度については据え置きとした。また、被保険者を取り巻く社会情勢等を鑑み、国の財政支援（特別調整交付金等）を受けて、昨年度に引き続き減免制度を設け、適正な課税事務に努めた。

（１）非自発的失業者に係る減免（平成22年4月から適用）

非自発的失業（倒産・解雇などによる離職や雇止などによる離職）の被保険者について、給与所得を100分の30に減額して保険税を計算し減免をおこなった。

- ・軽減期間：取得日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで
- ・減免件数及び減免額： 3世帯 522,852 円（令和5年度 4世帯 213,932 円）

（２）未就学児に係る均等割額の減免

令和4年度の制度改正により、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が導入された。当該未就学児に係る均等割額を5割軽減する制度（5割は公費負担）。

- ・軽減件数： 12世帯 177,328 円（令和5年度 18世帯 210,888 円）

（３）産前産後期間に係る減免

令和6年1月から、子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援のため、出産する方に係る国民健康保険料等を免除する制度が始まった。出産被保険者の所得割額と均等割額を、4か月相当分を免除する制度

- ・免除件数： 2世帯 61,635 円（令和5年度 1世帯 6,739 円）

（４）国民健康保険税の税率及び課税限度額

医療分 (0歳～74歳)	所得割	8.00 %	限度額：65万円
	均等割	19,000 円	
	平等割	22,000 円	
後期高齢者支援分 (0歳～74歳)	所得割	3.00 %	限度額：24万円
	均等割	7,500 円	
	平等割	6,000 円	
介護分 (40歳～64歳)	所得割	2.20 %	限度額：17万円
	均等割	7,100 円	
	平等割	5,300 円	

最高限度額 106 万円

令和 7 年 3 月末現在

(単位：人・世帯) () 内は前年度

世帯数	被保険者数	軽減世帯				課税限度額世帯		
		7 割 軽減	5 割 軽減	2 割 軽減	計	医療分	後期 分	介護 分
413 (430)	614 (665)	196 (199)	61 (77)	60 (64)	317 (340)	3 (3)	3 (3)	1 (2)

(5) 国民健康保険税の収入状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項 目	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	医 療 分	33,081,300 (34,256,600)	32,953,266 (33,971,294)	0 (0)	128,034 (285,306)	99.6 (99.1)
	後期支援分	11,983,200 (12,375,300)	11,936,677 (12,270,401)	0 (0)	46,523 (104,899)	99.6 (99.1)
	介 護 分	3,118,100 (3,215,200)	3,082,457 (3,162,245)	0 (0)	35,643 (52,955)	98.8 (98.3)
計		48,182,600 (49,847,100)	47,972,400 (49,403,940)	0 (0)	210,200 (443,160)	99.5 (99.1)
滞納繰越分	医 療 分	12,111,701 (13,132,525)	2,133,696 (1,153,525)	0 (152,605)	9,978,005 (11,826,395)	17.6 (8.7)
	後期支援分	3,268,731 (3,545,612)	600,151 (324,084)	0 (57,696)	2,668,580 (3,163,832)	18.3 (9.1)
	介 護 分	2,042,948 (2,208,192)	435,492 (215,700)	0 (2,499)	1,607,456 (1,989,993)	21.3 (9.7)
計		17,423,380 (18,886,329)	3,169,339 (1,693,309)	0 (212,800)	14,254,041 (16,980,220)	18.1 (8.9)
合計		65,605,980 (68,733,429)	51,141,739 (51,097,249)	0 (212,800)	14,464,241 (17,423,380)	77.9 (74.3)

7. 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入は、所得証明書等を始め、字図や地籍図等の交付申請及び閲覧、督促手数料などである。

(1) 収納内訳

(単位：円)

諸証明手数料	地籍手数料	督促手数料	合 計
212,300	187,300	62,600	462,200

8. 徴収及び滞納整理

日頃から新規の滞納者を発生させないために納付状況について逐一把握し、他の業務と兼務であるが、徴収担当を配置して臨戸催告を中心に滞納対策を重点的に推進している。また、徴収体制の強化を図るため、国税徴収法に基づき預金調査・給与差押え・国税還付金等の差押え等の滞納処分を実施し、支払い能力のない滞納者等については財産調査等を充分に行ったうえで執行停止処分による即時不納欠損を実施した。

(1) 各種差押

項 目	件数	差押金額 (円)
国税還付金	3	93,296
給与	0	0
動産 (軽自動車)	0	0
合 計	3	93,296

悪質滞納者には厳しく催告を行い、法に基づいて搜索等を実施し、積極的に財産差し押さえに踏み切る必要がある。

また、山江村が滞納者からの委任を受け、代理で所有動産 (軽自動車) の換価を行った。

・実績件数：2件 換価金額：61,800円

(2) 不納欠損額 59,580円 (前年度：1,690,042円)

税 目	不納欠損額 (円)	対象 件数	内 訳 (時効消滅)					
			財産 処分	死亡	所在 不明	財産 調査	執行 停止	その他
村民税	28,817	4	—	—	—	—	3	1
固定資産税	30,763	23	—	—	—	—	12	11
軽自動車税	0	0	—	—	—	—	—	—
国民健康保険税	0	0	—	—	—	—	—	—
計	59,580	27						

*対象件数＝期別

9. 租税教育

小中学校の児童・生徒に対して、社会公共事業に対する理解を深め、租税についての正しい知識を養うとともに、遵法を精神を培うことにより、将来のより良い村民を育成するために事業を行った。

(1) 税に関する作品 (習字、作文、標語) の募集と表彰

人吉球磨地区租税教育推進協議会が「税に関する作品 (習字、作文、標語)」を募集し、表彰を行っていることから、山江村でも山江村長賞を設け、併せて募集表彰を行った。

○応募作品 (本村入賞者)

【中学生 (作文の部)】

南九州地区納税貯蓄組合連合会優秀賞	山江中学校3年	山 田 遥 月 (やまだ ゆづき)
熊本県納税貯蓄組合連合会会長賞	山江中学校3年	田 原 愛 弥 (たばら まなみ)

山江村長賞	山江中学校3年	岡 本 り こ (おかもと りこ)
-------	---------	----------------------

【小学生（習字の部）】

山江村長賞	山田小学校5年	山 本 楓 花 (やまもと ふうか)
-------	---------	-----------------------

(2) 租税教室

村内小学校へ出向き、税務課職員が講師となり租税についての教育を行った。

- ・令和6年6月21日 万江小学校5・6年生 13名

10. 定額減税補足給付金（調整給付）

定額減税しきれないと見込まれる方に対して、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」の支給を行った。

- ・受付期間：令和6年8月19日から令和6年10月30日まで
- ・支給対象：718件
- ・支給実績：33,790,000円